

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
 - (2) 評議員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間金100万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間金30万円以内とする。
- 5 役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び費用は、必要の都度現金にて支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。
- 3 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、一日あたり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。
- 6 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 7 理事において、施設の職を兼務する者には、この規程を適用する。

(慶弔)

第8条 役員及び評議員が社会福祉事業に関する功勞により、表彰または国の勲章、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表に定める祝金を支給する。

- 2 役員及び評議員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは別表に定める傷病見舞金を支給する。
- 3 役員及び評議員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表に定める災害見舞金を支給する。
- 4 役員及び評議員が死亡したときは、別表の定めにより相続人に慶弔金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。
- 5 役員及び評議員の親族等が死亡したときは、別表に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表2（役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	15,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3（慶弔）

(1) 表彰

	支給基準額	
受賞祝金	県知事・厚労大臣表彰受賞	20,000円
	国 褒章受章	30,000円
	理事長指定褒章表彰	20,000円
傷病見舞金	私傷病見舞金	10,000円
	業務上の傷病見舞金	30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円～30,000円	

(2) 弔慰金

	支給基準額
理事長	100,000円
上記の他、評議員、役員	50,000円

(3) 香華料

対象者	支給基準額
配偶者	30,000円
父母	10,000円
配偶者の父母(義理父母)	10,000円
子	30,000円
祖父母	10,000円
兄弟(姉妹)	10,000円

